

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 新たな取組方策検討
ワーキンググループ 規約

令和7年3月27日

(名称)

第1条 本会は、「災害に強い首都「東京」形成ビジョン 新たな取組方策検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)という。

(目的)

第2条 WGは、令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」策定以降の進捗状況や社会情勢の変化、能登半島での地震・大雨で明らかになった課題等に対して、首都「東京」における水害・地震・複合災害等の取組方策等の検討を行うことを目的とする。

(連絡会議との関係)

第3条 WGは、「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議」(以下「連絡会議」という。)の規約第6条に基づき設置する。

2 WGの検討結果については、連絡会議に報告を行うものとする。

(構成)

第4条 WGは別紙に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第5条 WGに委員長、副委員長を置く。

2 委員長はWGを代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があったときは、副委員長が会務を総理する。

4 WGは、委員長が招集する。

5 WGについて委員長、副委員長以外は代理出席を認めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、構成員以外のものをWGに出席させ、説明を求めることができる

7 WGは、原則公開とする。なお、WGの議を経て非公開にすることができる。

8 WG配布資料は、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

9 WGにおける議事要旨については、WG後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載するものとする。

(事務局)

第6条 WGの事務局は、国土交通省水管理・国土保全局治水課、東京都都市整備局市街地整備部が行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、WGの運営に関して必要な事項は、委員長が別途定める。

付則 この規約は、令和7年3月27日から施行する。

(案)

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 新たな取組方策検討
ワーキンググループ
委 員 名 簿

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課長

国土交通省 都市局 市街地整備課長

◎ 国土交通省 水管理・国土保全局 治水課長

国土交通省 道路局 環境安全・防災課長

国土交通省 住宅局 建築指導課長

国土交通省 住宅局 市街地建築課長

国土交通省 政策統括官付地理空間情報課長

国土交通省 関東地方整備局 統括防災官

国土交通省 関東地方整備局 建政部長

国土交通省 関東地方整備局 河川部長

国土交通省 関東地方整備局 道路部長

東京都 総務局 総合防災部 防災計画担当部長

東京都 都市整備局 理事（都市づくり政策担当）

＜都市づくり政策部長事務取扱＞

東京都 都市整備局 都市基盤部長

○ 東京都 都市整備局 市街地整備部長

東京都 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり担当部長

東京都 建設局 総務部 企画担当部長

東京都 建設局 道路管理部長

東京都 建設局 公園緑地部 公園計画担当部長

東京都 建設局 河川部長

東京都 住宅政策本部 住宅企画部 住宅政策担当部長

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 民間住宅施策推進担当部長

東京消防庁 防災部長

(オブザーバー)

(独) 都市再生機構 都市再生部 事業企画室長

(一社) 不動産協会 事務局長代理

◎委員長

○副委員長

※敬称略